川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付要綱

令和6年4月1日 5川こ児第7392号 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市学習支援・居場所づくり事業(24川健生自第1146号)に登録する児童のいる世帯に対し、その児童が高等学校等の進学のための受験に向けた模擬試験を受験する際の費用を補助することにより、高等学校等への進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

(交付対象者)

- 第2条 この要綱に基づき交付する補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、川崎市学習支援・居場所づくり事業等に登録している児童のうち、申請する月の属する年度において学校教育法に定める中学校の第3学年に在籍している者(以下「対象児童」という。)を現に扶養している者(以下「保護者」という。)であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、本要綱と同様の内容の補助金を交付されていない者又は交付される予定のない者に限る。
 - (1) 生活保護受給世帯
 - (2) ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度(4月から5月までに申請する場合にあっては、前年度)分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助経費」という。)は、対象児童が高等学校等への進学を目的として、中学校の第3学年の年度に受験する模擬試験の受験料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助経費のうち、保護者が負担した範囲において、対象児童1人あたり6,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び実績報告)

- 第5条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、補助経費が確定した後、次の各号に 掲げるいずれかの方法により、必要書類を添えて市長に補助金の交付を申請するとともに、補助金によ る成果について報告しなければならない。
 - (1) 別表第1に掲げる事項について、川崎市簡易版電子申請サービス「LoGoフォーム」を用いて

電子申請を行う方法

- (2) 川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を提出する方法
- 2 交付申請及び実績報告は、保護者が補助経費を支払った日の属する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該月末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日を期限とする。
- 3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(交付決定及び額の確定)

- 第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請内容その他書類を審査し、 速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 補助金は、前条第1項による補助金の交付決定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請の内容を変更しようとするときは、川崎市学習支援・ 居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて市長に 提出し、その承認を得なければならない。

(申請内容の変更の承認及び通知)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査の上、承認の可否について決定し、変更承認申請に係る承認の通知をする場合は、川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金に係る変更承認決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 この決定により、変更後の補助額が変更前の補助額を超えるときは、その差額を追加支給するものとし、変更後の補助額が変更前の補助額を下回るときは、申請者はその差額を市に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第 10 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、その全部又は一部を取消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合は、申請者に対しその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付に関する調査)

第11条 市長は補助金の交付について必要と認めたときは、申請者又は交付を受けた者に対し、報告 又は必要な書類の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表第1)

入力項目	申請者(保護者)の氏名・住所・連絡先
	対象児童の氏名
	対象児童が登録している教室名
	対象児童の受験料に対して過去に補助金の交付を受
	けていないことについての同意
	保護者の連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
	生活保護受給の有無
	交付申請する補助金の額
	補助金の振込先口座情報
	※ 保護者の名義の口座に限る。
	実績報告
	※ 補助金の成果を記入すること。
添付書類	申請者が補助金の交付対象であることを確認するた
	めの次に掲げるいずれかの書類の写真データ
	(1) 生活保護世帯
	本人確認書類
	(2) 児童扶養手当受給世帯又は児童扶養手当の支給
	を受けている者と同等の所得水準にある者
	児童扶養手当証書又は児童扶養手当の支給を受け
	ている者と同等の所得水準にあることを証する書類
	(3) その他、交付対象者であることを証すると市長が
	認めるもの
	交付申請する補助経費を保護者が負担したことを証
	明する書類の写真データ
	/1/ V E /X / /

(宛先) 川崎市長

川崎市学習支援。	居場所づく	り事業模擬試験受験料支援補助金交付申請書兼実績報告書

			(申請者)		₹			
				住	所			
				(フ	リガ	+)
				氏	名			
				電				
				メ・	ール	アドレス		
り関係	書類	学習支援・居場所づくり事 質を添えて申請すると同時 B童扶養手当・生活保護の	に実績を報告	しす	ます。	。また、補助金の)交付にあたり、必	要な事項の確認
交付申	請							
1	対象	マ児童の氏名				(フリガナ:)
2	対象	見童について、過去に保	護課自治体を	含处	りど	内容の補助金のろ	を付は受けていませ	λ
		□(受けていない場合は	、☑を付けて	くた	ごさい	(1)		
2	対象	良児童の登録している教室	名			妻	<u>数室</u>	
3		5保護受給の有無 □	受けている			受けていない	(どちらかに ⊻ を	付けてください)
4		情する補助金の額				<u>円</u>		
5	振辽	\先口座情報 ※申請者	名義の普通預	金口]座	に限ります		
		金融機関名						
		支店名						
		口座番号	普通					
		口座名義 (カタカナ)						
実績報	是告							
		類のとおり、交付申請額を	活用し対象児	童カ	が模	疑試験を受験しる	ました。成果は次の	とおりです。
以上	二、	発します。						
添付書	書類	(次の書類を添えて提出	してください	。)				
	申請	青する金額を負担したこと	を証明する書	類	(領)	仅書等)		

□ 生活保護受給世帯の方:本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)

それ以外の方: 児童扶養手当証書又は児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準にあることを証する書類

川崎市指令 第 号

様

川崎市学習支援・居場所づくり事業等模擬試験受験料支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった川崎市学習支援・居場所づくり事業等模擬試験受験料支援 補助金について、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付決定額
- 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
 - (2) この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書を提出してください。
- 3 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

川崎市指令 第 号

様

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった川崎市学習支援・居場所づくり事業等模擬試験受験 料支援補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

不交付の理由

(宛先) 川崎市長

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金変更承認申請書

(申請者) 〒 _____

		(フリガナ)
		氏 名	_
		電 話	_
		メールアドレス	_
金	交付要綱第8条 なお、審査にある	容に変更があったため、川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援の規定に基づき、申請します。 たり必要な事項の確認のために児童扶養手当・生活保護の受給状況等のほか、公 ること及び、確認に必要な書類の提出について同意します。	
1	変更事由	のため	
2	変更内容	次の内容について変更します。	

川崎市指令 第 号

様

川崎市学習支援・居場所づくり事業模擬試験受験料支援補助金に係る変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度川崎市学習支援・居場所づくり事業等模 擬試験受験料支援補助金について、次のとおり変更を承認します。

年 月 日

川崎市長

- 1 変更承認の内容
- 2 補助金交付変更額

(変更前)補助金交付決定額 円 (変更後)補助金交付決定額 円 補助金追加交付決定額 円 補助金返還金決定額 円